

敦賀市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、敦賀市広告事業実施要綱の実施について必要な事項を定めるものであり、市有財産への広告掲載は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告事業の実施に当たっては、市有財産が有する本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、当該広告事業の公共性に鑑み、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分に配慮するものとする。

(広告案件ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告案件の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者等の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 規制対象となっていない業種で、社会問題を起こしているもの
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設に関するもの
- (8) 占い、運勢判断等に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (12) 各種法令に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (15) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの

- (16) 敦賀市税を滞納している事業者
 - (17) その他市長が不適当であると認めるもの
- (広告の掲載基準)

第5条 次に定める内容を有する広告は、掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法令等で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他の者を誹謗、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- エ 市有財産の目的・公共性・公益性及び品位を損なうもの、又はそのおそれがあるもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- カ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- キ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- ケ 社会的に不適切なもの
- コ 国内世論が大きく分かれているもの
- サ 第三者の氏名、写真を無断で使用するもの、及びプライバシーを侵害するもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
- イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現のもの
- ウ 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの、又は事実を誤認するおそれがあるもの
- エ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの
- キ 広告の内容が明確でないもの
- ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都

度適否を検討するものとする。

- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写等で、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
- オ ギャンブルを肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

(4) その他広告掲載に適さないもの

(屋外広告に関する都市景観上の規制基準)

第6条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (8) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
- (9) 地区計画等の各種計画において景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの

(屋外広告に関する交通安全上の規制基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの公用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
 - (2) 自動車等運転手の注意力を散漫にするおそれがあるもの
 - ア 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ ヌード、水着等を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密及び過小等により視認性が悪いもの
- (ウェブページに関する基準)

第8条 広告主のウェブページにリンクをする広告（バナー広告等）に関しては、市のウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のウェブページの内容についても、ウェブページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用することができる。

2 他のウェブページを集合し、情報提供することを主たる目的とするウェブページで、実施要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規程に反する内容を取り扱うウェブページを閲覧者に斡旋し、又は紹介しているウェブページの広告は掲載しない。

（業種ごとの基準）

第9条 広告媒体主管課は、掲載の都度、次に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否、表示内容等を審査する。

（1）人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは認めない。

イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

（2）語学教室等

安易さや、授業料又は受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：1か月で確実にマスターできる等

（3）学習塾及び予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率等の実績を掲載する場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示されていること。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容及び施設等が不明確なものは掲載しない。

（4）外国の大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示すること。

（5）資格講座

ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。

イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示すること。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。

(6) 医療機関等（病院、診療所、助産所）

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定の範囲内の広告とすること。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

ウ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。

例：手術前、手術後の写真、イラスト等の掲載

オ 他法令又は他法令に関するガイドラインで禁止される内容の広告は行ってはならない。

カ 厚生労働省「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について（平成19年3月30日医政発第0330014号）」に沿った広告内容であること。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条、第67条及び第68条の規定を遵守し、掲載する。

イ 厚生労働省「医薬品等適性広告基準（昭和55年10月9日薬発第1339号）」を遵守すること。

ウ 次のような表示は掲載できない。

（ア）最大級及びそれに類する表示をしない。

（イ）効能、効果及び安心を保証する表示（使用前後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

(9) いわゆる健康食品、保健機能食品及び特別用途食品

ア 薬事法第66条、第67条及び第68条、健康増進法（平成14年法律第1

03号)第31条並びに食品衛生法(昭和22年法律第233号)第20条の規定を遵守した広告を行うこと。

- イ 厚生労働省「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について(平成15年8月29日薬食発第829007号)」等の、厚生労働省が発する基準、指針等を遵守し、医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量等について、消費者に誤解を招くような虚偽誇大広告を避けること。

例:「1日3回、毎食後3錠お飲みください。」(服用に関する表示)

「生活習慣病の予防に。」(効果効能の表示)

「疲れ目を治します。」(特定部位への効果の表示)

- (10) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等

- ア サービス全般(介護老人保健施設を除く。)

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例: 敦賀市事業受託事業者等

- イ 有料老人ホーム

アに規定するもののほか、

(ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日老発第0718003号)」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 公正取引委員会「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年度公正取引委員会告示第3号)」に抵触しないこと。

- ウ 有料老人ホーム等の紹介業

(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(イ) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

- (11) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約（平成１５年公正取引委員会告示第２号）」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

(12) 弁護士、税理士、行政書士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(13) 旅行業

ア 広告主は一般社団法人日本旅行業協会又は社団法人全国旅行業協会の会員とし、登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。

イ 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

(14) 通信販売業

特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）第１１条及び第１２条の規定に基づく広告であること。

(15) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発又は助長するような表現（文言、写真等）がないものであること。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権又はプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ 未成年者、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(16) 映画、興業等

ア 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しな

い。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたもの、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(17) 古物商、リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）による廃棄物処理業に係る市長等の許可を受けていない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄等

(18) 結婚相談所、交際紹介業等

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していることについて明記されていること。（加盟証明による確認）

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。

ウ 公的機関に認められた個人情報保護体制を整えていること。（財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）

(19) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。

イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

(20) 募金等

ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。

イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けたもので、その旨を明確に表示すること。

(21) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000円、航空券 東京～福岡 15,000円等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(22) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」とは、倉庫業法（昭和31年法律第121号）により国土交通大臣の許可を受けた事業者による一定の性能を有する等の基準に適合する倉庫で非売品の保管を行う施設であるため、その旨（認定マーク等）を明

確に表示すること。

- イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。
また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

(23) ダイヤルサービス

“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

(24) ウイークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(25) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

(表示基準)

第10条 広告掲載を行う広告の表示内容に関する共通事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告であることを原則として明示すること。
- (2) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
- (3) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。ただし、法人格を有しない事業者の場合には、責任の所在を明らかにするために、原則として代表者名を明記すること。
- (4) 広告主の所在地、連絡先の両方を明示すること。ただし、連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHS又はEメールアドレスのみは原則として認めない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、次の表示について注意を要する。

ア 割引価格

割引価格を表示するときは、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証（根拠となる資料が必要）されていること。

ウ 無料で参加又は体験できるもの

費用がかかることがある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 肖像権及び著作権

無断使用でないこと。

オ 宝石の販売

虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。）

例：「メーカー希望価格の５０％引き」（宝石には通常メーカー希望価格はない）等

カ 個人輸入代行業等の個人営業広告

キ アルコール飲料

（ア）未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は２０歳を過ぎてから」等

（イ）飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいる、又は飲もうとしている姿等

附 則

この基準は、平成２８年９月１６日から施行する。

附 則

この基準は、平成３１年２月２２日から施行する。